

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「やつしろ・いつき」豊かな地域資源を活かした個性きらめく地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県、熊本県八代市及び熊本県球磨郡五木村

3 地域再生計画の区域

熊本県八代市の区域の一部（坂本町、東陽町及び泉町）及び球磨郡五木村の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

本計画区域は、熊本県のほぼ中央に位置し、八代市及び五木村の隣接する2つの市村から構成され、九州山地の脊梁地帯の山岳と溪流で形成される、豊かな自然に恵まれた地域である。また、本地域は特産品や古来から伝承されてきた伝統芸能や恵まれた自然を活用した観光による地域づくりを推進してきた地域間の結びつきも強い地域である。

本計画区域の94%を森林が占め、そのうち民有林が80%以上を占めている。また、そのうちスギ及びヒノキを中心とした人工林率は60%以上となっている。民有林においては、人工林の造成という所期の目的は達成され、森林資源の成熟度は人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て収穫すべき時期を迎えている。

4-2 地域の課題

本計画区域の基幹産業である林業においては、担い手の減少、高齢化及び木材価格の長期低迷等による林業経営意欲の減退に加え、木材の生産拠点が幹線道路から離れており、加工・販売拠点まで狭隘区間や落石等が発生する区間を通過する必要があるため、物流の向上と産業の振興が課題となっている。

さらに本地域は豊かな自然を生かした九州中央山地国定公園や五木五家荘県立自然公園、道の駅及び温泉施設等、多くの観光資源を有しているが、幹線道路からのアクセス道路や地域交通網の整備の遅れから、観光交流人口が減少傾向にあり、個々の観光地の結びつきを強化する交通網の整備も課題となっている。

4-3 計画の目標

本計画区域において優良な森林資源の活用を促進するべく、近年需要が高まっているアジアの近隣諸国へ国産木材の輸出を拡大し、木質チップを始めとするバイオマス燃料の供給への対応や、木質バイオマス利用施設の導入も促進しており、多様化する木材の需要と森林の持つ公益的・多面的機能の発揮を促進しているところである。そのため、森林整備の効率化や木材の安定供給と素材価格の安定を図るには

運搬経路である道路整備を行うことが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により市道及び林道を一体的に整備することで、社会基盤の整備や産業振興を図り、地域の交通ネットワークの強化を図る。

(目標1) 森林整備面積の増加(再造林、下刈、除間伐面積の増)
487ha(令和3年度)⇒510ha(令和8年度)

(目標2) 木材輸出の拡大(八代港からの木材輸出量の増)
138,083m³(令和3年度)⇒145,000m³(令和8年度)

(目標3) 観光交流の活性化(八代市・五木村の観光交流人口の増)
603,435人(令和3年度)⇒633,600人(令和8年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

八代・五木地域は、九州自動車道と南九州西回り自動車道が縦断し、国道3号、国道219号、国道443号、国道445号等多くの幹線道路が整備され、また九州新幹線を受け入れる新八代駅や海外からの大型客船、大型コンテナ船も停泊可能な県重要港湾の指定を受ける八代港も整備されるなど、アジアの各地域や国内大都市圏からのアクセスは可能であるため、陸・海路の交通の要衝となっている。

しかし、幹線道路へのアクセス道路網が脆弱であり、八代市の7割以上、五木村の9割以上を山林が占めているため市道及び林道の整備を急ぐ必要がある。

また、地域住民の利便性の問題に加えて、平成28年4月の熊本地震や令和2年7月豪雨など、頻発する災害時の集落孤立の危惧不安もある。

そこで、本地域の基幹道路である国道4路線を中心として、そこから県道等を経由して延びる市道8路線とその先に接続する林道18路線の基盤整備を行うことにより、効率的で効果的な道路網を構築することによって、地域の豊富な森林資源がネットワーク化され、近年、多様化する木材需要の要請に対応するとともに森林施業における効率化と生産コストの縮減、林業・木材産業の生産活動を向上させるなど、林業の振興を図るとともに、地域住民の利便性の向上や災害時孤立等の不安払拭を行うことで、地域に安心と潤いがもたらされる。これらの対策として道路整備を促進し、森林施業の効率化、木材供給体制の改善を図ることにより雇用の維持促進に繋げることにより、地域の再生を行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。
 - ①市道日光・辻線 (ニチコウ・ツジ) (平成15年3月28日)
 - ②市道木々子・板ノ平線 (キギス・イタノヒラ) (平成8年3月15日)
 - ③市道新開箱石線 (シンガイハコイシ) (昭和57年3月18日)
 - ④市道箱石池ノ原線 (ハコイシイケノハラ) (昭和57年3月18日)
 - ⑤市道美生小原線 (ビショウコバル) (昭和57年3月18日)
 - ⑥市道久木野座連線 (クギノザレ) (昭和57年3月18日)
 - ⑦市道泉～小川線 (イズミ～オガワ) (平成元年12月16日)
 - ⑧市道下屋敷～樅木線 (シモヤシキ～モミギ) (平成23年3月30日)

- ・林道 森林法による球磨川地域森林計画書(平成25年策定)に路線登録。

- ①林道袈裟堂深水線 (ケサドウフカミ)
- ②林道深水線 (フカミ)
- ③林道木々子日光線 (キギスニチコウ)
- ④林道破木寺前瀬線 (ハギジゼンセ)
- ⑤林道板持陣之内線 (イタモチジンノウチ)
- ⑥林道南川内線 (ミナミカワウチ)
- ⑦林道仁田尾座連線 (ニタオザレ)
- ⑧林道岩奥南川内線 (イワオクミナミカワウチ)
- ⑨林道観音線 (カンノン)
- ⑩林道福根線 (フクネ)
- ⑪林道池ノ原走水線 (イケノハラハシリミズ)
- ⑫林道二本杉葉木線 (ニホンスギハギ)
- ⑬林道浪人越線 (ロウニンゴエ)
- ⑭林道瀬目下谷線 (セメシモタニ)

- ・林道の保全対策

- ①林道南川内線 (ミナミカワウチ)
- ②林道市ノ俣線 (イチノマタ)
- ③林道登俣線 (ノボリマタ)
- ④林道白谷線 (シラタニ)
- ⑤林道水無線 (ミズナシ)

[施設の種類]

- ・市道
- ・林道

[事業主体]

八代市
熊本県、八代市、球磨郡五木村

[事業区域]

- ・八代市の区域の一部(坂本町、東陽町及び泉町)、球磨郡五木村の全域

[事業期間]

- ・市道 令和4年度～令和8年度

- ・林道 令和4年度～令和8年度

[整備量及び事業費]

- ・市道 5.4 km、林道 21.6 km
 - 市道の改良 6路線 (法面保全780m)
 - 林道の開設 3路線 10,130m
 - 林道の保全対策 5路線 (橋梁補修5箇所)
 - 林道の改良 8路線 (法面保全2,950m)
- ・総事業費 3,664,000千円 (うち交付金 1,780,133千円)
 - 市道 380,000千円 (うち交付金 190,000千円)
 - 林道 3,284,000千円 (うち交付金 1,590,133千円)
 - うち林道の保全対策465,000千円 (うち交付金207,300千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法] (各1つ提示)

(令和/年度)	基準年 R3	R4	R5	R6	R7	R8
指標1 法面崩壊危険箇所の減少						
市道16箇所	16箇所	14箇所	12箇所	8箇所	4箇所	0箇所
林道26箇所	26箇所	22箇所	14箇所	7箇所	3箇所	0箇所
指標2 整備区間車両走行時間の減少	73分	70分	64分	55分	46分	39分
指標3 林道開設による利用区域 面積の増加	0ha	76ha	169ha	270ha	369ha	474ha

毎年度終了後に各計画主体の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や林業の振興といった地域再生の目的達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

市道及び林道の整備は、八代市国土強靱化地域計画及び五木村国土強靱化地域計画に明記された事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「豊かな地域資源を活かした個性

きらめく地域再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を行う（農林水産省支援事業）

実施主体 八代市、五木村

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(2) 森林作業道等基盤整備事業

内 容 間伐等の森林整備に必要な小規模の作業道の開設、改良、修繕に係る経費の補助を行う（八代市単独事業）

事業主体 八代市

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(3) 木質バイオマス利活用推進事業

内 容 豊富な森林資源の有効活用（木質バイオマス等）、適切な森林整備の推進、森林が持つ公益的機能の発揮、化石燃料使用量の抑制等を進め、持続可能な地域循環型社会の創出を目指すために、木質バイオマス燃料を使用する公共温泉施設へ補助を行う。（八代市単独事業）

実施主体 八代市

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(4) 八代産材利用促進事業

内 容 八代産木材の需要を拡大することにより、木材関連産業の振興を図り、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。併せて八代市への定住化の促進を図る（八代市単独事業）

実施主体 八代市

実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(5) 八代市みどり推進協議会事業の推進

内 容 募金事業を始めとして、ふれあいの森造成事業や緑のカーテン事業等の緑化推進、水とみどりのふれあいスクール等緑化イベント、緑の少年団育成事業等の森林・林業教育を推進する（八代市単独事業）

実施主体 八代市
実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(6) 港湾整備を含めた八代港の機能充実

内 容 八代港岸壁整備の推進、中国や台湾を始めとする大型コンテナ船に対応できるガントリークレーンなど、コンテナ貨物の取扱数増加に必要な港湾施設の整備についての要望活動を行うとともに海外大型クルーズ客船の継続的な誘致に取り組むため、施設充実、安全航行調査に必要な諸条件の整備を要望する（八代市単独事業）

実施主体 八代市
実施期間 令和4年4月～令和9年3月

(9) 木の駅プロジェクト

内 容 豊富な森林資源を有効活用し、且つ森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、化石燃料使用量の抑制等を進め、持続可能な地域循環型社会の創出を目指す（熊本県支援事業、八代市・五木村単独事業）

実施主体 八代市、五木村
実施期間 令和4年4月～令和9年3月

6 計画期間

令和4年度～令和8年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に八代市及び五木村の道路台帳等から道路施設整備の現況調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、7-2に示す収集方法を用い、中間評価、事後評価の際には、各市村担当課の調査を集計すること等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和3年度 (基準年度)	令和6年度 (中間年度)	令和8年度 (最終目標)
目標1 森林整備面積の増加	487ha	500ha	510ha
目標2 木材輸出の拡大	138,083 m ³	141,000 m ³	145,000 m ³
目標3 観光交流の活性化	603,435人	615,500人	633,600人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
森林整備面積の増加	森林組合等の森林情報による
木材輸出の拡大	熊本県の木材輸出統計資料より
観光交流の活性化	八代市の観光統計資料より

・ 目標の達成状況以外での評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（熊本県、八代市及び五木村のホームページ）を利用することにより公表する。